## 地方職員共済組合定款の一部変更

地方職員共済組合定款の一部を変更することについて次のとおり公告する。

平成二十九年三月二十七日

地方職員共済組合
理事長　平嶋　彰英

地方職員共済組合定款の一部を変更することについて

地方職員共済組合定款（昭和三十七年十二月一日）の一部を次のように変更する。

第六十五条第一号中「二万八千六百三十三円」を「二万八千五百六十五円」に改め、同条第二号中「千三百六十八円」を「八百九十八円」に改める。

附則第二十項の表を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 第六十五条 | 二　退職等年金経理　八百九十八円 | 二　退職等年金経理　八百九十八円<br>三　経過的長期経理　千八百六十円 |

附　則

この変更は、平成二十九年四月一日から施行する。

## 厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成29年３月７日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、平成26年経過措置政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第47条第２項の規定に基づき公告します。

平成 29 年 3 月 27 日

静岡県静岡市駿河区八幡５丁目２番33号
静岡県印刷工業厚生年金基金
代表清算人　門岡　雄一

## 厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成29年３月７日をもって清算結了の承認を受けたので、平成26年経過措置政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第43条の規定に基づき公告します。

１．代表清算人氏名　門岡　雄一
２．住所　静岡県静岡市駿河区八幡５丁目２番33号

平成 29 年 3 月 27 日

静岡県印刷工業厚生年金基金

## 無縁墳墓等改葬公告

松本市は墓所整備のために無縁墳墓について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成 29 年 3 月 27 日　松　本　市

１．墳墓等所在地　長野県松本市大字中山1742の８番地
１．墳墓等の名称　中山霊園
１．死亡者の本籍及び氏名　本籍長野県松本市大字寿小赤1032番地11　成田泰、以下本籍不詳　田中光男、竹村秀子、荒井陸
１．墳墓等所在地　長野県松本市蟻ヶ崎四丁目864番地
１．墳墓等の名称　蟻ヶ崎霊園
１．死亡者の本籍及び氏名　本籍長野県長野市大字高田278番地　今井はる、本籍長野県松本市鎌田１丁目4654番地　小沢郁子、本籍長野県松本市大字島内4773番地２　島村眞作、本籍不詳　神農朝吉
１．改葬を行おうとする者　長野県松本市丸の内３番７号　松本市長　菅谷　昭

## 公示送達

下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第77条第２項の規定による建築物等の移転・除却通知及び照会（取消し）並びに建築物等の移転・除却通知及び照会は、送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第２項において準用する同法第77条第５項の規定により書類の送付に代えて通知の内容を次のとおり公告します。

平成 29 年 3 月 27 日

深谷都市計画事業
岡中央土地区画整理事業
施行者　深谷市
代表者　深谷市長　小島　進

記

１　送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　東京都目黒区平町１丁目21番21－105号　都立大イーストハイツ
氏名　大池和子法定相続人　大池美和子
２　通知の内容

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第77条第２項の規定により、別添のとおり建築物等の移転・除却通知及び照会（取消し）を通知します。また、次のとおり建築物等の移転・除却通知及び照会を通知します。

⑴　移転又は除却の必要のある建築物等の表示
①　所在地　埼玉県深谷市岡字内出2810番６及び2812番15
②　構造及び数量　工作物等一式
⑵　移転又は除却期限等
①　移転又は除却期限　平成29年５月15日
②　前記の期限後は、土地区画整理法第77条第７項の規定により、施行者深谷市が移転又は除却工事を行うことになりますので、あなたが前記期限までに自ら移転又は除却される意志があるか否かを回答してください。
⑶　その他　別添のとおり

なお、別添の掲載は省略し、それらを埼玉県深谷市岡2812番地２の掲示場所において掲示しています。

教示

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
２　この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に、深谷市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において深谷市を代表する者は、深谷市長です。ただし、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

## 農業協同組合法第73条第４項で準用する法第64条の２の届出に関する公告

下記に掲げる農事組合法人であって、本日現在において、当該農事組合法人に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２箇月以内に農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第208条の２で定めるところにより、茨城県知事あてに、その旨の届出をされたい。

なお、当該農事組合法人が本日から２箇月以内に、その届出をせず、また、当該農事組合法人に関する登記がされないときは、当該農事組合法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

平成 29 年 3 月 27 日

茨城県知事　橋本　昌

記

農事組合法人ビー・ダブリューファーム
茨城県久慈郡大子町大字下野宮3899番地
農事組合法人鹿島酪農組合
茨城県鹿嶋市宮中2774番地
農事組合法人鈴木牧場
茨城県猿島郡五霞町大字山王237番地の１
農事組合法人渡辺牧場
茨城県久慈郡大子町大字高柴4346番地
農事組合法人千代川ファーム
茨城県下妻市唐崎837番地の１
農事組合法人河和田肉豚肥育センター
茨城県水戸市河和田町4471番地の19
農事組合法人上中妻肉豚肥育センター
茨城県水戸市飯島町1443番地の14
農事組合法人大山原第一養豚センター
茨城県東茨城郡茨城町大字大戸字大山原3609番
農事組合法人友部養豚組合
茨城県笠間市大古山618番地のイ
農事組合法人村田肉豚生産組合
茨城県筑西市松原字妙原3272番地の２